

# 嶋宮をめぐる諸問題

## —島庄遺跡の発掘調査成果とその意義—

相原 嘉之

### I. はじめに

『日本書紀』推古34(626)年条に、「飛鳥河の傍に家せり。仍ち庭の中に小なる池を開れり、仍りて小なる嶋を池の中に興く、故、時の人、嶋大臣と曰ふ。」とある<sup>1)</sup>。これは蘇我馬子の家が飛鳥川のそばにあり、そこには嶋を有した小さな池があったことから、嶋大臣と呼ばれたと記す記事である。この嶋家は、後に草壁皇子の嶋宮として利用されており、そこにも各種の史料から、池を有する庭園があったことがわかる。

この蘇我馬子の嶋家、そして嶋宮の有力な候補地として、明日香村大字島庄に広がる島庄遺跡がある。「島庄」の地名以外にも、ここには蘇我馬子の桃原墓とも考えられている石舞台古墳や、庭園の池と推定されている一辺40mにも及ぶ方形池、さらに7世紀全般にわたって重複して建てられている掘立柱建物群がある。これらのことから、嶋家・嶋宮の候補地として島庄遺跡が有力視されているのである。

本稿では、近年著しく発掘調査の進んでいる島庄遺跡と史料に現れる嶋家・嶋宮について検討し、現段階での可能性や課題について整理したい。なお、「嶋宮」と史料上最初に現れるのは天武即位前紀である。しかし、これ以前にも嶋皇祖母命が居住していたこともあり、本稿では蘇我馬子の邸宅を「嶋家」、嶋皇祖母命の宮以降を「嶋宮」と表記して論をすすめる。

### II. 古記録にみる嶋家・嶋宮

#### 嶋の名称

「嶋」は、本来地名に基づくものではなく、庭園の意味に基づくものであることは、すでにこれまでの研究において明らかである(岸1979)。嶋とは、道教の神仙思想において中国から見て東海のかなたに浮かぶ三神山(蓬萊山・方丈山・瀛州<sup>えいしゅう</sup>)を象ったものといわれており、三神山は巨大な亀に背負われ、そこには金銀の宮殿があり、神仙が不老不死の生活を送っているとされている。嶋はこのような神仙世界を地上に再現したものにほかならないと考えられている(金子2002)。

万葉集には巻二の170・172・180・181・184・185・187など、嶋宮の庭園の様子を歌った歌が、数多く残されている<sup>2)</sup>。「嶋宮」が蘇我馬子の「嶋家」に端を発しており、蘇我馬子が「嶋の大臣」と別称されていたことが、嶋(庭園)に由来していることは明らかである。しかし、嶋は本来の地名ではない。蘇我馬子の墓は「桃原墓」と呼ばれており、石舞台古墳が有力視されている。本来のこの地域の地名は「桃原」であったと考えられる。このことは雄略7年に「上桃原・下桃原・真神原」とあることから裏付けられよう。

#### 嶋宮の位置と範囲

では、嶋あるいは嶋宮の場所はどこに比定すべきであろうか。推古34年条に「飛鳥河の傍に家せり」とあり、飛鳥川の沿岸に「嶋家」があったことは明らかである。これを引き継ぐ嶋宮も

同地に展開していたことは容易に推測できるであろう。飛鳥川沿岸では飛鳥宮や川原寺・飛鳥寺・小墾田宮が展開しており、嶋宮の展開する余地のある空間は、現在の橘と島庄の地域だけである。壬申の乱において、吉野宮に赴く途中に嶋宮に立ち寄っていることから、理にかなった地理である。

『万葉集』巻二の179には「橘の嶋宮」とあり、嶋宮が古代橘地域にあったことがわかる。嶋宮の御田が天平勝宝8年に橘寺へ寄進していることも、橘寺と嶋宮の位置的関係を理解するのに重要である。現在の島庄大字は、明暦2（1656）年に橘村から分村したものであり、それまで飛鳥川の両岸は橘村に属していた。このことから、小澤毅氏は嶋宮は飛鳥川の両岸に展開していたとする（小澤1995）。また、雄略7年には「上桃原・下桃原・真神原」とあり、推古34（626）年には「桃原墓に葬る」とあり、石舞台古墳と推定されていることも補強する。

これらのことから古代において「嶋」と呼ばれた地域は、現在の島庄大字と対岸の橘大字の一部を含むと考えられる。

### 嶋宮の歴史的変遷

嶋宮が蘇我馬子の嶋家として始まることは、よく知られている。ここでは各種史料から伺うことのできる歴史的な変遷について整理する。

推古34（626）年5月20日条に「大臣薨せぬ。仍りて桃原墓に葬る。大臣は稲目宿禰の子なり。性、武略有りて、亦弁才有り。以て三寶を恭み敬ひて、飛鳥河の傍に家せり。乃ち庭の中に小なる池を開れり、仍りて小なる嶋を池の中に興く、故、時の人、嶋大臣と曰ふ」とある。蘇我氏の邸宅については、飛鳥地域に多くみられる（相原2007）が、この記事から蘇我馬子の邸宅が飛鳥川の傍らに存在し、その庭には嶋のある池があったことがわかる。苑池のことを嶋と呼んだことから、蘇我馬子は「嶋大臣」と呼ばれたとされ、嶋の位置については先にも記した通り、現在の島庄地域（橘地域の一部を含む）と推定され、ここには蘇我馬子の墓（桃原墓）ともされる石舞台古墳が存在する。ただし、蘇我馬子が嶋家に居住を始めた時期については明確ではない。馬子が神仙思想に基づく嶋のある苑池を作ったとすれば、推古朝の遣隋使派遣以降になってからであろう。

蘇我馬子が推古34（626）年に亡くなった後は、蘇我本宗家は蘇我蝦夷が継ぐことになる。蝦夷の邸宅は、豊浦や畝傍山の東麓、甘樫丘にあり、嶋家を利用した形跡は史料上は確認できない。ただし、皇極4年6月条の歌謡とその解説には、「中大兄皇子の宮を嶋大臣の家に接して建てた」とあり、この時期の嶋家は蘇我本宗家の管理下にあったことは間違いない。

天智3年（664）6月に没した<sup>あらてひめ</sup>糠手姫皇女（舒明天皇の母）は、嶋皇祖母命<sup>しまのすめみおやのみこと</sup>と呼称されていた。つまり糠手姫皇女は天智3年までは嶋宮に居住していたことがわかる。「皇祖母」とは天皇の母親という意味であることから、舒明天皇が即位した629年頃に、嶋宮に居住したことが推定される。蘇我馬子が亡くなって3年後にあたる当時、蘇我蝦夷が嶋宮を糠手姫皇女に居住地を提供したと考えられる（遠山2006）。

さらに皇極2年（643）9月11日に没した吉備姫王（皇極天皇の母）も吉備嶋皇祖母命<sup>しまのすめみおやのみこと</sup>と呼称されていた。吉備姫王は皇極天皇の母親である。このことから吉備姫王も皇極2年まで嶋宮に居住していたことが推測される。吉備姫王が嶋宮に居住を始めたのは、皇極天皇が即位した642年と推定されるが、あるいは舒明天皇の太后になった630年頃まで遡るのかもしれない。この吉備姫王が没した3年後の大化2（646）年には「吉備嶋皇祖母の処女の貸稲を罷むべし」とあり、吉備姫王は相当の経済基盤を所有していたことがわかる。

彼女たちはいずれも中大兄皇子（天智天皇）の祖母にあたるが、中大兄皇子の宮は皇極4年（645）6月条の謡歌から、嶋宮あるいはその隣接地にあった可能性が指摘されている。

都が大津へと遷っていた天智10（671）年には皇位継承に関わって、大海人皇子は皇位を辞退し、吉野宮へと隠遁する。その途中、天武即位前紀に「是の夕に、嶋宮に御します」と記されるように、嶋宮に一泊滞在している。これが「嶋宮」として文献に見える初出であり、壬申の乱の序章ともなった。壬申の乱に勝利した大海人皇子は飛鳥へ凱旋した。天武元（672）年9月に最初に入った宮は嶋宮であり、その3日後に、飛鳥の正宮である岡本宮に遷っている。

この天武朝になってからも嶋宮の記事が2度記されている。天武5（676）年正月には飛鳥浄御原宮の西門の庭で大射を行い、同じ日に、嶋宮で宴が行われた。この宴は『類聚国史』では踏歌の節会の宴とする。また、天武10（681）年9月条には、周防国から赤亀が献上され、嶋宮の池に放たれたことが記される。このことから、嶋宮に池の存在がわかるのである。天武朝のある時期から、草壁皇子が嶋宮に居住していたことが『万葉集』巻2-170~189の一連の挽歌からわかる。草壁皇子は天武と持統天皇の子であり、天武10（681）年に皇太子となった。しかし、持統3（689）年に28才の若さで亡くなり、即位することはなかった。その後、持統4（690）年3月には、嶋宮の稲を京と畿内の80歳以上の者に賜るとあり、皇子への追善のために、嶋宮の稲が放出されたとみられている。

持統8（694）年には、飛鳥浄御原宮から藤原宮・新益京へ、さらに和銅3（710）年には平城京へと遷都し、飛鳥地域は衰退を余儀なくされていた。この奈良時代以降、嶋宮の動向を伝える史料は断片的にしかみられない。光明皇后は母犬養三千代の一周忌に、興福寺西金堂の造営と造仏を、皇后宮職によって行うが、天平6年5月1日付の『造仏所作物帳』に「藁六百卅圍 自嶋宮運車九両」とあることから、当時の嶋宮が皇后宮職の管理下にあったことがわかる。さらに橘寺の僧法空が著した『上宮太子拾遺記第四』から、天平勝宝8年に嶋の11町の御田が光明皇后の発願による釈迦像の不断法花転読の料として橘寺に寄進されたことがわかる。

このように草壁皇子が亡くなった後も、嶋宮には御田や奴婢がすくなくとも天平勝宝年間までは存続していたことは確かであるが、『万葉集』巻13-3230に嶋宮に宿泊した様子がかがわれることから、離宮としての機能も一部は維持されていた。しかし、淳仁天皇が天平神護元（760）年に滞在したのは小治田宮であり、嶋宮があらわれないことから、この時期には離宮としての機能は喪失していたものと考えられ、すでに機能を終焉したものと考えられる。

これらのことから嶋家・嶋宮地域の利活用の変遷をみると、7世紀前半には蘇我馬子の嶋家、7世紀中頃前後にはふたりの嶋皇祖母命さらには中大兄皇子、7世紀後半には草壁皇子の嶋宮と変遷をし、奈良時代中頃にはその機能を終えたと考えられる。

### 嶋宮の構造

では嶋宮はどのような施設を有し、どのような構造をしていたと考えられるのであろうか。時代によっての変遷も考慮されるが、史料などからは大きく3種類の施設が想定される。離宮（居宅）に関わる施設、苑池に関わる施設、経済基盤に関わる施設である。

離宮（居住）に関わる施設には、中心建物群とそれを支える施設群、さらに舎人などに関わる施設が推定され。蘇我馬子の嶋家の中心施設については、史料からは具体的な構造は明らかでない。同様に天武朝の嶋宮の中核構造についても明確ではない。ただし、皇太子が居住するなど、皇子宮の中核施設は備わっていたものと推定される。さらにそれらを支える施設、特に、舎人の数は滝川政次郎は舎人500人は下らないであろうと推定しており、これらの舎人に関わる施設も備わっていたのであろう。

## 【関連文献】

### 「嶋宮」に関わる『日本書紀』

- 推古34 (626) 年5月20条 「大臣<sup>みろ</sup>薨せぬ。仍りて桃原墓に葬る。大臣は稻目宿禰の子なり。性<sup>ひととなり</sup>、武<sup>たけ</sup>略有りて、亦弁<sup>わかましと</sup>才有り。以て三寶を恭み敬ひて、飛鳥河の傍に家せり。乃ち庭の中に小なる池を開れり、仍りて小なる嶋を池の中につ興く、故、時の人、嶋大臣と曰ふ」
- 舒明即位前紀 「是の時に適りて、蘇我氏<sup>やからども</sup>の諸族等悉に集ひて、嶋大臣の為に墓を造りて、墓所<sup>やど</sup>に次れり。爰に摩理勢臣、墓所の廬を壊ちて、蘇我の田<sup>なりどころ</sup>家に退りて、仕へず。」
- 皇極4 (645) 年6月条 「是に、或人、第一の謡歌を説きて曰はく、「其の歌に『遙遙<sup>はろはろ</sup>に言そ聞ゆる 嶋の藪原』と所謂ふは、此、宮殿を嶋大臣の家に接せて起てて、中大兄、中臣鎌子連と、密に大義を図りて、入鹿を戮<sup>ころ</sup>さむと謀れる兆なり」といふ。
- 大化2 (646) 年3月19日条 「官司の処<sup>み</sup>処<sup>た</sup>の屯田、及び吉備嶋皇祖母の処<sup>いらしのいね</sup>の貸<sup>や</sup>稲を罷むべし。其の屯田を以ては、群臣及び伴造等に班ち賜はむ。」
- 天武即位前紀 (671) 10月19日条 「吉野宮に入りたまふ。時に左大臣蘇賀赤兄臣・右大臣中臣金連、及び大納言蘇賀果安臣等送りたてまつる。菟道より返る。或る曰はく、「虎に翼を着けて放てり」といふ。是の夕に、嶋宮に御します。」
- 天武元 (672) 年9月12日条 「倭京に詣りて、嶋宮に御す。癸卯に、嶋宮より岡本宮に移りたまふ。」
- 天武5 (676) 年正月16日条 「禄を置きて西の門の庭に射ふ。的に中るひとには禄給ふこと差有り。是の日に、天皇、嶋宮に御して宴したまふ。」
- 天武5 (676) 年5月条 「勅<sup>みことり</sup>すらく、「南淵山・細川山に禁めて、並に芻<sup>くさかりき</sup>薪ること莫れ。又畿内の山野の、元より禁むる所の限に、妄<sup>みだり</sup>に焼き折ること莫れ」とのたまふ。」
- 天武10 (681) 年9月5日条 「周芳國、赤亀を貢れり。乃ち嶋宮の池に放つ。」
- 持統4 (690) 年3月20日条 「京と畿内との人の、年八十より以上なる者に、嶋宮の稻、人ごとに二十束賜ふ。其の位有る者には、布二端加し賜ふ。」

### 「嶋宮」に関わる『万葉集』

- ・『万葉集』巻2-170 「島の宮 勾の池の放ち鳥 人目に戀ひて 池に潜かず」
- ・『万葉集』巻2-171 「高光る わが日の皇子の 萬代<sup>よろづよ</sup>に 国知らさまし 島の宮はも」
- ・『万葉集』巻2-172 「島の宮 上の池なる 放ち鳥 荒びな行きそ 君まさずとも」
- ・『万葉集』巻2-173 「高光 わが日の皇子の いましせば 島の御門は 荒れざらましを」
- ・『万葉集』巻2-178 「み立たしの 島を見る時 にはたずみ 流るる涙 止めそかねつる」
- ・『万葉集』巻2-179 「橘の 島の宮には 飽かねかも 佐田の岡<sup>とのあ</sup>辺に 侍宿しに行く」
- ・『万葉集』巻2-180 「み立たしの 島をも家と 住む鳥も 荒びな行きそ 年かはるまで」
- ・『万葉集』巻2-181 「み立たしの 島の荒磯<sup>ありそ</sup>を 今見れば 生ひざりし 草生ひにけるかも」
- ・『万葉集』巻2-182 「鳥<sup>とぐら</sup>立て 飼ひし鷹<sup>かり</sup>の子 巢立ちなば 檀の岡に 飛び帰り来ぬ」
- ・『万葉集』巻2-184 「東<sup>ひむかし</sup>の 瀧<sup>たぎ</sup>の御門に 伺<sup>きもち</sup>待へど 昨日も今日も 召すことも無し」
- ・『万葉集』巻2-185 「水傳ふ 磯<sup>うらみ</sup>の浦廻の 石上つつじ 茂く開く道を また見なむかも」
- ・『万葉集』巻2-186 「一日<sup>ひとひ</sup>には 千たび参りし 東<sup>ひむかし</sup>の 大き御門<sup>みかど</sup>を 入りかてぬかも」
- ・『万葉集』巻2-187 「つれも無き 佐太の岡<sup>みほし</sup>辺に 帰り居ば 島の御階に 誰か住まはむ」
- ・『万葉集』巻2-188 「朝曇り 日の入りぬれば み立たしの 島に下り居て 嘆きつるかも」
- ・『万葉集』巻2-189 「朝日照る 島の御門に おぼほしく 人音<sup>ひとね</sup>もせねば まうら悲しも」

- ・『万葉集』巻13-3223「<sup>かむとけ</sup>霹靂し 曇れる空の <sup>ながつき しぐれ</sup>九月の時雨の降れば <sup>かり</sup>雁がねも いまだ来鳴かね 神名火の清き御田屋の  
<sup>かきつた</sup>垣内田の <sup>いけのき</sup>池の堤の 百足らず 齋槻が枝に <sup>みづえ</sup>瑞枝さす 秋の赤葉 <sup>もみぢば</sup>巻き 持てる <sup>をすず</sup>小鈴もゆらに  
<sup>たわやめ</sup>手弱女に われはあれども 引きよぢて <sup>すみ</sup>峯もとををにふさ手折り <sup>あ</sup>吾は持ちて行く 君が <sup>かざし</sup>挿  
頭に」
- ・『万葉集』巻13-3230「<sup>みてくら</sup>幣帛を 奈良より出でて <sup>みづたて</sup>水蓼 穂積に至り <sup>となみ</sup>鳥網張る 坂手を過ぎ石走る神名火山に 朝宮に  
仕へ奉りて 吉野へと 入り坐す見れば <sup>いにしへ</sup>古思ほゆ」
- ・『万葉集』巻13-3231「月日は 行きかはれども ひさ久にふ経る みもろ三諸の山の とつみやとこ離宮地」

「嶋宮」に関わる『造仏所作物帳』『但馬国正税帳』『東大寺奴婢』『上宮太子拾遺記第四』

- ・『造仏所作物帳』天平6（734）年5月1日  
「薬六百卅围 自嶋宮運車九両」
- ・『但馬国正税帳』天平9（737）年2月10日  
「依民部省天平九年二月十日符、進上嶋宮奴婢食米參拾斛、充稻陸伯東」
- ・『東大寺奴婢』天平勝宝2（750）年2月26日  
「太政官符治部宮内省  
施奉大倭国金光明寺奴婢式佰人 奴一百人 婢一百人  
官奴婢一百七十七人 奴六十六人 婢五十一人  
嶋宮奴婢八十三人 奴卅四人 婢册九人」
- ・『上宮太子拾遺記第四』天平勝宝8（756）年  
「其後。以天平勝宝八年。為光明皇后御願。造丈六釈迦像脇侍菩薩以彼栴壇小像。奉納其中。於其前被始置不斷  
法花転読六時行道。為其料所以嶋一十一町。被寄付寺家。蓋是吾朝不斷法花経元始也」

苑池に関わる施設は比較的多く記録に残されている。まず、蘇我馬子の嶋家の段階では、推古34年にもあるように、庭の中に小さな嶋をもつ小さな池があったことがわかる。次の嶋宮にも池が存在していたことは間違いない（170・172）。172では「上の池」とあり、そこからは「下の池」の存在が想定され、少なくとも複数の池が存在していたことが伺われる。その池が170の「勾の池」や、馬子の池と同一であるかは明らかにはできない。「勾の池」とはその名称からみて護岸が曲線をもつ池、あるいは直角に曲がる角をもつ池と推定される。また、池には「荒磯」「磯」とあり、海や湖の波打ち際で岩の多い所を示す語であることから、海岸の汀線を模した池とも考えられる。そしてこれらの池には「放ち鳥」や「亀」がいた。184には「東の瀧の御門」とあり、嶋宮内に瀧があったことが判る。この瀧については人工のものか自然のものかは不明である。ただし、この歌については瀧をあらしているのではなく、「東の瀧の御門」「東の大き御門」を東にあった大きな門という意味だけでなく、嶋宮そのものをさすこともあるとする（小澤1995）。

経済基盤に関わる施設としては、奴婢の居住施設や水田及びこれに関わる施設（管理棟や倉庫など）がある。天平勝宝年間には御田11町と奴婢83人以上が記されている。これが当時の嶋宮の所有しているすべてであったかは不明である。しかし、これに遡る持統4年3月条にも嶋宮の稲を80才以上の人々に放出していることから、嶋宮には一定量の経営基盤をもつ水田があったことが推測されるのである。この水田については、遠隔地に比定することもできるが、やはり隣接地に求めうるのであろう。つまり嶋という地域の中にあつたと考える。

### 嶋宮の性格

嶋宮は長期間にわたって存続していたが、その経緯や構造からみた嶋宮の性格はどのようなものであったのだろうか。この性格については、藺田香融・岸俊男・滝川政次郎・秋山日出雄・渡瀬昌忠・直木孝次郎氏などによって検討されており、皇室の生産的な空間であったり、天皇家の田荘的存在であった。持統天皇の草壁皇子に対する追慕、居住者が血縁関係にあることから、宮の伝領を指摘、また皇室付属禁苑とする（藺田1953・岸1979・滝川1970・秋山1976ab・渡瀬1975・1976・直木1990）。これらの指摘は居住者にかかわるものが多いが、それについては、先の歴史的変遷を踏まえて、宮の伝領などは注目される（秋山1976・仁藤1985）。特に、乙巳の変後、蘇我本宗家が滅亡した後は官の管理下に入り、大海人皇子や草壁皇子の利用するところとなったことから、東宮としての意味合いも強かったと思われる（小澤1995）。さらにそこには構造でみたように、苑池を伴うもの、田園にかかわるものがある。

また嶋宮を単なる離宮や庭園としてだけで捉えるのではなく、天武5（676）年5月条の「勅すらく、「南淵山・細川山に禁めて、並に芻薪ること莫れ。」に表されるように水田や畑、さらには山川を取り込んだ飛鳥浄御原宮の禁苑ととらえることもできる（秋山1984・河上1985・2003）。

ここではすでに嶋宮の構造でみた、離宮・苑池・経済基盤にかかわる3点が重要である。居住者については蘇我馬子の後は、皇室にかかわる人物が住んでいた。しかも、中大兄皇子・大海人皇子・草壁皇子をはじめ東宮あるいは次期大王予定者の居所の可能性が高い。そして、その宮には、他の宮にはないような苑池が付属しており、それは蘇我馬子嶋家から引き継がれたものである。これらの嶋宮の経済基盤として水田・禁苑があると考えられる。

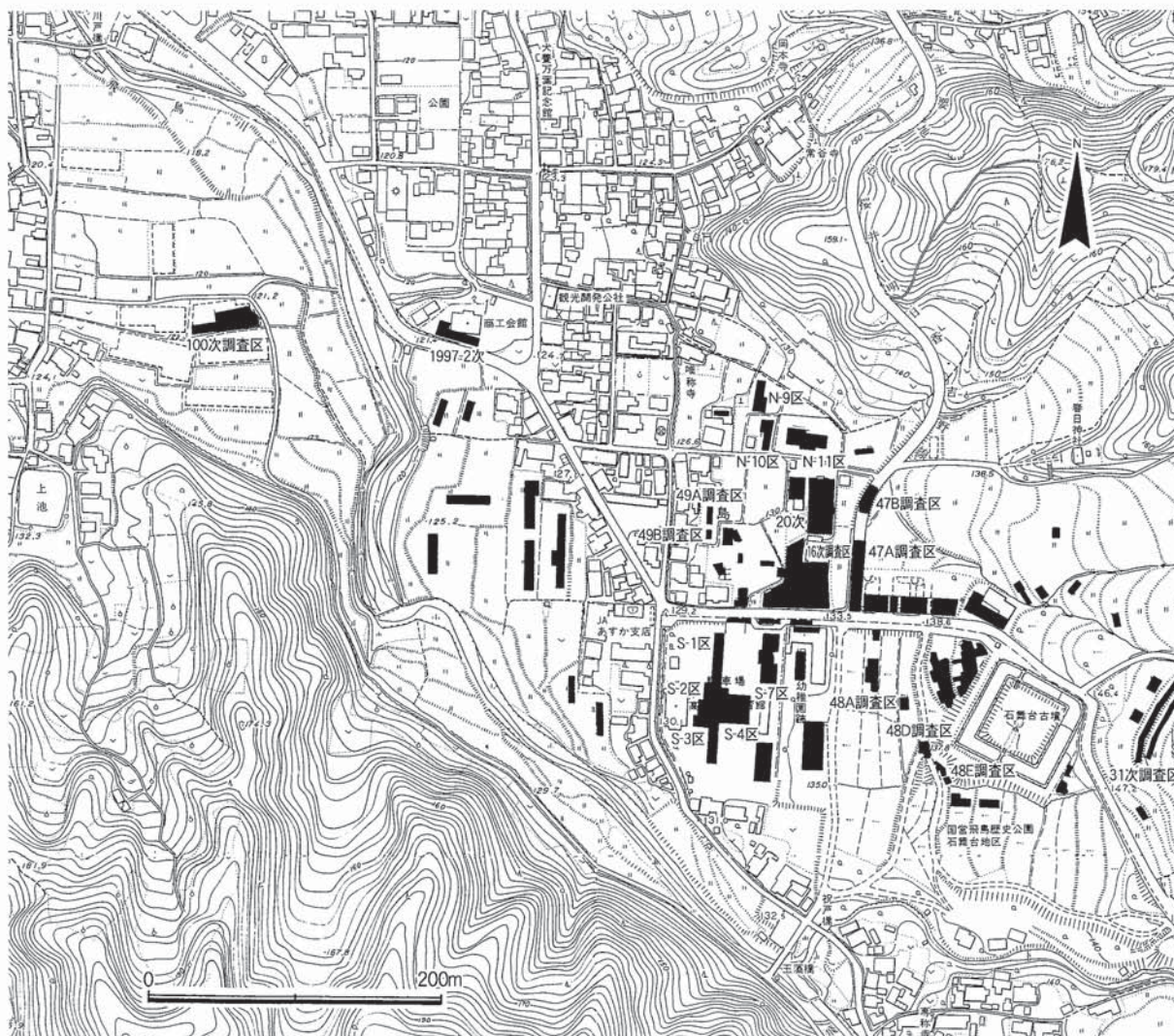
### Ⅲ. 島庄遺跡の発掘調査

島庄遺跡の発掘調査は昭和47年から、橿原考古学研究所によって継続的に実施されてきた。平成15年からは明日香村教育委員会も3年計画で、この地域の調査に参画して、島庄遺跡の解明に努めた。これらの発掘調査によって、縄文時代以降、中世に至る多くの遺構群が確認されている。この中でも飛鳥時代の遺構群には、一辺42mにも及ぶ石積みの方形池や石組溝・川跡、そして掘立柱建物群が確認されている。ここでは飛鳥時代を中心とした島庄遺跡の遺構を概観する。さらに、飛鳥川を隔てた橘寺の東側に位置する東橘遺跡もあわせてみていくことにする。

#### 島庄遺跡の範囲と地区区分

奈良県遺跡情報地図<sup>3)</sup>において、島庄遺跡（縄文時代から中世にいたる複合遺跡）の範囲が提示されているが、その範囲内の主要調査地を第1図に図示している。ここでは飛鳥時代を中心とした島庄遺跡の想定範囲を考えてみたい。

遺跡の北限は、大字岡と大字島庄との間に流れる唯称寺川とみてよい。唯称寺川に接する南辺は、1997-2次・2005-6次（N-9区）・2005-12次（N-11区）で飛鳥時代の溝や掘立柱塀などが確認されている（明日香村1999・2009a）。唯称寺川の北側には飛鳥宮の宮殿遺構が展開しており、遺構の範囲や構造からみて、唯称寺川までが飛鳥宮の範囲と推定される（相原2003）。このことから、島庄遺跡の範囲は唯称寺川の北へは広がらないと考えられる。一方、南限については旧高市小学校跡地には確実に遺構が展開しているが、石舞台古墳の南方では、調査事例が少ないが、確実な遺構は確認できていない。南にある冬野川の氾濫原で流された可能性もあるが、ここでは冬野川までの間としておきたい。西限は飛鳥川までと推定される。しかし、飛



第1図 島庄遺跡主要調査位置図（1：5000）

鳥川に沿う水田地域では、飛鳥時代の顕著な遺構を確認していない。ただし、後に検討するように、この地域も島庄遺跡の一斑と理解してよいと考えている。東限については、当然石舞台古墳も遺跡の範囲内にはいる。しかし、嶋宮に直接関わる遺構は石舞台古墳の西までしか確認されていない。さらに古墳北西の隣接地には、7世紀初頭までの小古墳があり、さらに古墳の北東尾根上にも古墳がある（明日香村2009b・榎考研1976）。今回の検討では石舞台古墳も範疇に入れるが、北方の谷筋にも遺跡が広がる可能性がある。

これらのことから、嶋宮に関わる範囲は北を唯称寺川、南を冬野川、西を飛鳥川、東は石舞台古墳を含む範囲と考える。さらに飛鳥川を隔てた東橘地区も関連施設が推定される。

今回はこれらの範囲を遺跡の西辺である西部地区、中央の北半にあたる北部地区、中央南半にあたる南部地区、東半にあたる東部地区、そして飛鳥川の西側で橘寺の東の平坦地にあたる東橘地区の5つに分けて概観する。その区分は基本的には現地形を区分の境とする。北部と南部地区の境は、遺跡中央を東西に横断する県道である。一方、北・南部と西部の境は、駐車場のある西辺の南北道路とそこから北西へ伸びる県道を境とする。北・南部と東部は境は、大きくは主要地方道桜井・明日香・吉野線であるが、もう少し東まで、掘立柱遺構が広がることから、石舞台古墳のすぐ西位を想定する。さらに東橘地区は橘寺の東にひろがる段丘上である。

## 北部地区の概要

北部地区には、方形池をはじめ、小池・石組溝・掘立柱建物など比較的多くの遺構群を確認している。方形池は一辺42mの隅丸正方形で深さ2m、護岸部及び池底には、石積み・石敷を施している。さらに幅10mの堤が巡っている。この地域の地形は東から西へ傾斜するのに対して、北で約30度前後西偏している<sup>4)</sup>。ただし、池の各辺は必ずしも同じ傾きではなく、北で25～34度の範囲で西偏する方位をもつ。池底の東隅ちかくに井戸状の遺構があり、湧水を得る施設と考えられている。一方、排水については、北辺中央部に木樋が設置されており、北西へ水を排水していた。なお、現在のところ池内に島は確認されていない。出土土器から方形池は7世紀初頭に築造され、平安時代末から鎌倉時代はじめには完全に埋没したことがわかる。東辺の堤上及び堤のすぐ外側に、池と同じ方位の掘立柱塀（SA7902・7903・7904）が数条巡らされている。その設置時期は明確ではないが、SA7904は7世紀後半の土層上に掘られている（榎考研1974・榎考研1980）。方形池の北方の第20次調査では、人工の川の流れ（SD06）が確認された。南東から北西へと流れる人工流路である。当初、素掘りの川（SD09）を改修して、その岸に高さ1.2mの石積みを施している。この延長部を2005-6次調査（N-10区）でSD27として確認している（明日香村2009a）が、ここでは石積みや転石が見られないことから、石積みは第20次調査区周辺のみと考えられる。この川の南側には、川と方位を合わすように、方形の小池（SG03）がある。長さ2.3m、幅70cm、深さ30cmの石組みがあり、さらにこれを囲むように素掘の溝（SD05）が巡り北西へと流し（SD04）ている。おそらく木樋のようなもので、小池に導水し、余水を周囲の溝から排水していたと推測されている。この小池からは土馬が2点出土しており、祭祀色が強いと考えられる。掘立柱建物は3棟確認されているが、川の南岸に並行して建つ4×2間建物（SB01）で、川や小池と同時期のものである。一方、先の川は7世紀中頃に埋めた後に、正方位の5×2間建物（SB02・08）が建てられている（榎考研1990）。この調査区の東では幅15～20cmの南から北および東北の谷へ流れる7世紀後半の石組溝（SD7202・7203）がある。

さらにこの川と北方の唯称寺川との間にも掘立柱塀や石組溝が認められる。塀は2条あり、N-9区では、SA25を3間分確認しているがさらに伸びる可能性が高い。北で50度西偏する。またSD24は素掘であるが、側の一部に石が残っていることから石組溝の可能性もある。北で50度西偏する。一方、N-11区のSA29は5間分確認しさらに伸びる。北で51度西偏する。また北で30度西偏する石組溝もある（明日香村2009a）。

## 南部地区の概要

南部地区では、掘立柱建物群や石組溝などの遺構群を確認している。特に、方形池の南にあたる地域（現駐車場）では、多くの掘立柱建物群が重複して検出された。これらの建物群を再検討すると、建物方位によって、大きく5群に区分が可能であると考えられる。

まずA群は、北で22度西偏する遺構群である。SB32・SB34・SB36・SA48・SA51がある。また、これに北で27度西偏するSB33・SB35もこの群別にあたる。SB32とSB33は南北に柱筋を揃えて建つことから、同時期と思われるが、主軸方位が微妙に異なることから建築時期にわずかな差が認められる。このSB33と同じ方位がSB35である。B群は北で50度西偏する遺構である。SB37・SD55だけである。C群はほぼ方位に合わせた、北で4度東偏する遺構群である。SB43・SB44・SB45・SB46・SA50である。SB43が4×2間東西棟建物で、大型の柱穴をもつ。この時期の建物はこの北側に展開



しており、いずれも柱穴掘形は小さい。D群は北で14度西偏する遺構である。SB47は4×2の東西棟、SA49は東西塀である。E群は北で34度西偏する遺構である。SB39・SB40・SB41である。いずれも調査区北半にあたり、SB40・SB41は比較的大型の柱掘形をもつ。これらの遺構群は重複関係から、A群→B群・D群・E群→C群と変遷することはわかるが、出土遺物が乏しく、この調査区内だけでは時期を特定できていない（明日香村2009a）。

これらの東方の石舞台古墳のちかくには、石組溝（SD7201）が石舞台古墳の南西隅を迂回するように、北西へ延びる。埋土からは7世紀中頃の土器が出土している。この溝に並行するように掘立柱塀が3条（SA7301・7302・7303）ある。いずれも北で26～28度西偏する。また、掘立柱建物（SB7301）は石組溝（SD7201）を壊して建てられている（榎考研1974）。

#### 西部地区の概要

西部地区では、縄文時代の遺物や中世の遺構は確認されるものの、飛鳥時代の遺構はほとんど確認されていない。その中でも西部地域北辺の唯称寺川南岸にあたる1997-2次調査で素掘溝と石組溝が確認されている。素掘溝（SD01）は北で22度西偏する幅40cmの斜行溝である。これを埋め立て、全体に整地造成を行った後に、幅80cmの正方位の南北石組溝（SD02）を構築している。出土土器から斜行溝の埋土から飛鳥Ⅰ、埋め立てた整地土から飛鳥Ⅱ～Ⅲ、石組溝埋土から飛鳥Ⅳの土器が出土している（明日香村1999）。

この北辺を除いて西部地域には飛鳥時代の顕著な遺構は確認されていない（明日香村2009a）。この地域の遺構面は、飛鳥川の氾濫原をベースとするが、比較的平坦な地形が続いている。飛鳥時代以降、中世までの飛鳥川の氾濫によって、飛鳥時代の遺構が流出したとは考えにくく、この地域には建物等は少なかった可能性が高い。他の土地利用形態がなされていたことが想定される。

#### 東部地区の概要

東部地区には、細川谷古墳群の小古墳、石舞台古墳及びその関連施設しか検出されておらず、嶋家・嶋宮に伴う確実な遺構は確認されていない。

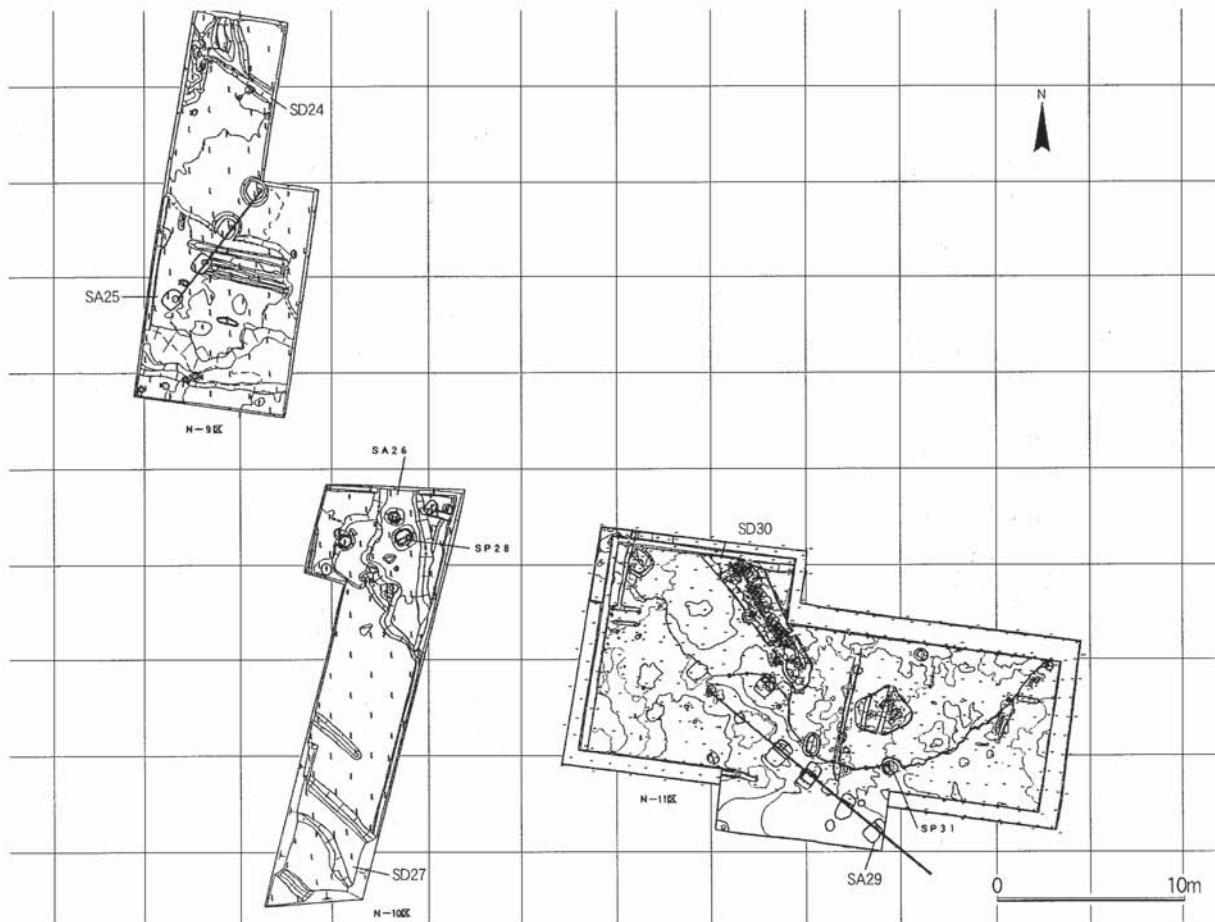
細川谷古墳群は、この地域から東方の細川の谷筋の両岸に広がる、総数約200基に及ぶ古墳群である。この古墳群の西端は石舞台古墳あたりまで広がっていた。奈良県遺跡情報地図においても、石舞台古墳のすぐ東の尾根上にも古墳のマークがなされている。これに対して、石舞台古墳北西隣接地で6世紀後半から末にかけての7基の小古墳が確認されている。これらの古墳はほとんど隣接するように密集されており、墳丘及び石室上部を失っており、その上面を7世紀代の土器を含む整地土で覆われていた。さらに、古墳の一部は石舞台古墳の外堤によって埋められていることから、石舞台古墳築造に際して、石室が丁寧に改葬・破壊されたものと考えられている（榎考研1976）。さらに石舞台古墳の北東尾根上にも2007-10次調査で、小古墳が確認されたが、すでに大半が削平され、わずかに石室材の抜き取り痕跡がみられるだけである（明日香村2009b）。

石舞台古墳は7世紀前半の大型横穴式石室をもった方墳である。石室は全長約19m、玄室長7.7m、幅3.5m、高さ4.8m、羨道長12m、幅2.2mで巨石を使った石室である。墳丘は一辺約55mでさらに外濠・外堤をもつ（京都大学1937・西光2007）。

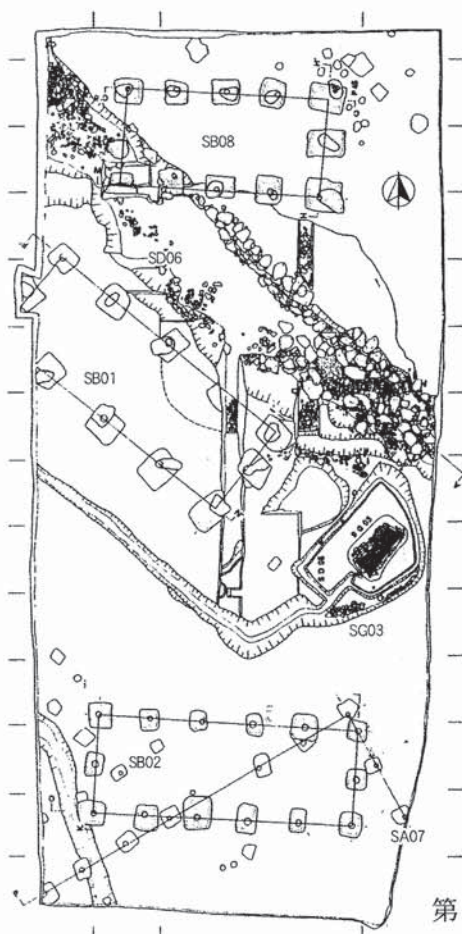
石舞台古墳の北及び東に延びる尾根を詳細に観察すると、古墳の主軸にあった雛壇造成の成形痕跡がみられ、その部分に砂利敷や柱列、大型柱穴列などが確認されている。柱列（SX71）は9間分確認しているが、途中で柱間が異なる部分もあり、それぞれが別の建物になる可能性もある。7世紀前半～中頃の北で23度東偏する。石舞台古墳の主軸（北で28度東偏）と近似する。



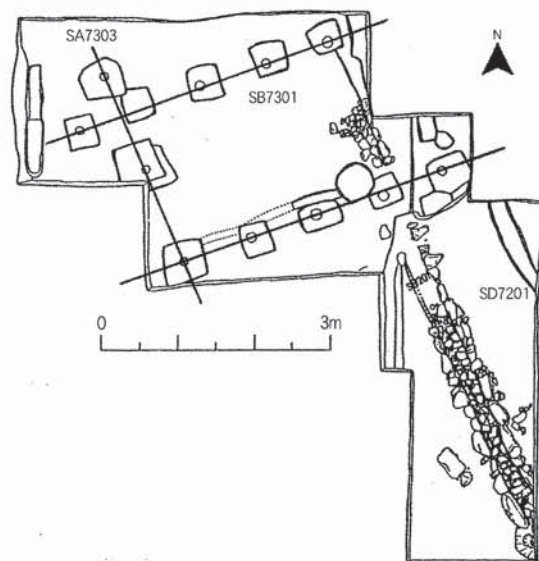
第2図 北部地区南半遺構図 (1:500)



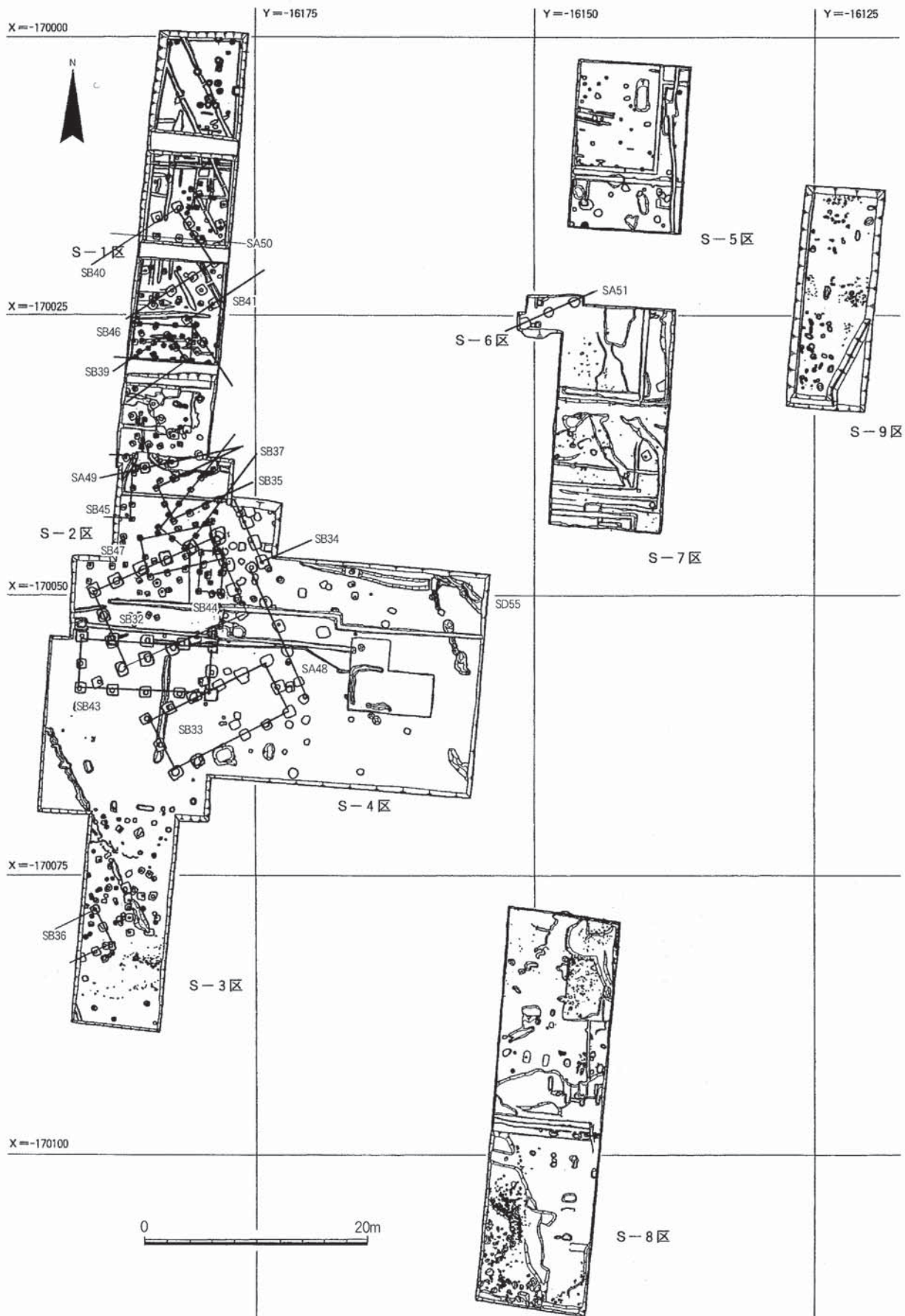
第3図 北部地区北半遺構図 (1 : 400)



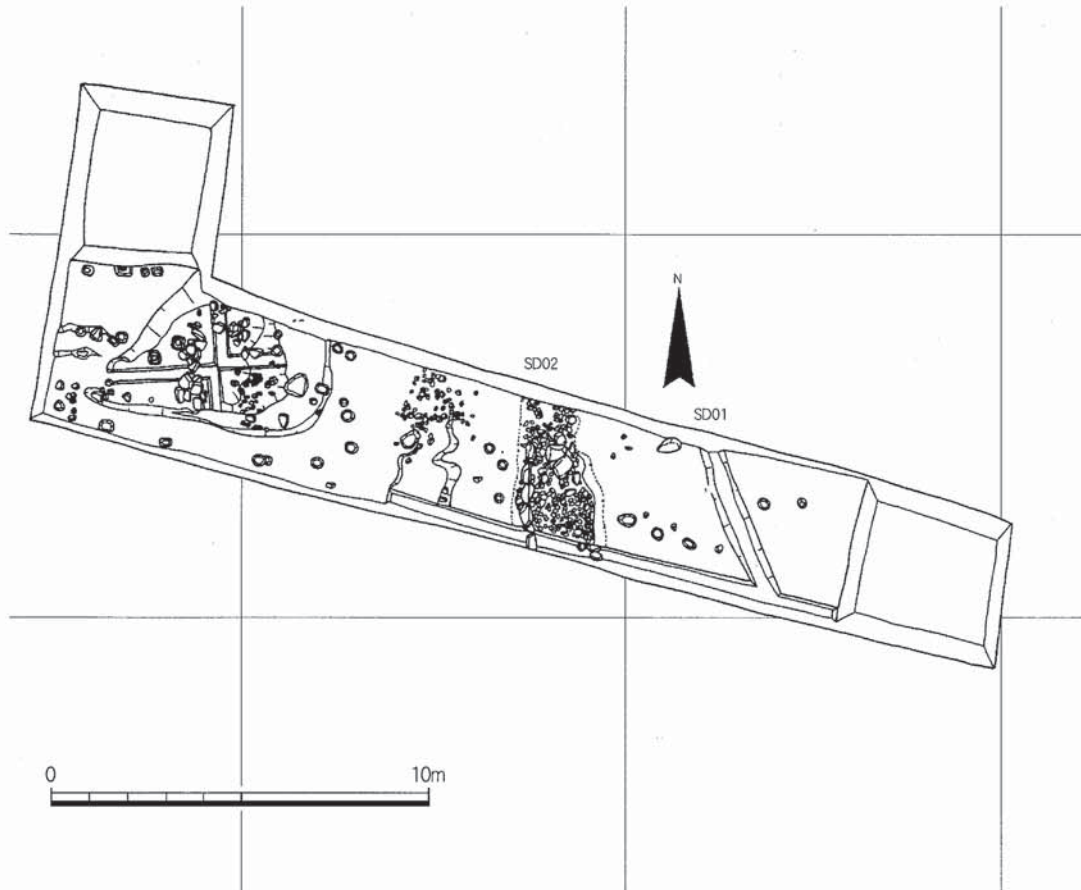
第4図 北部地区第20次北半遺構図 (1 : 400)



第5図 南部地区48D遺構図 (1 : 100)



第6図 南部地区遺構図 (1 : 500)



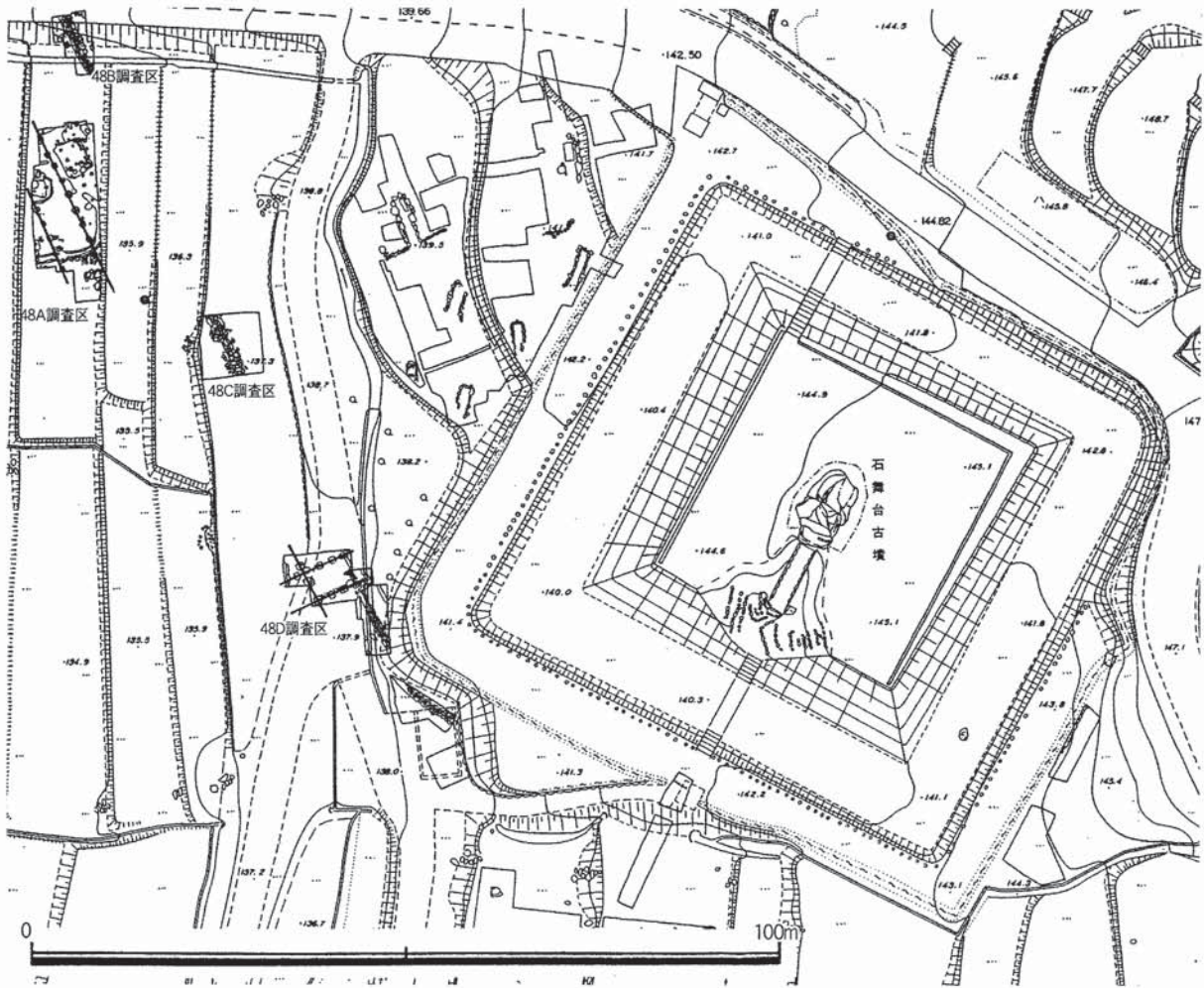
第7図 西部地区遺構図 (1 : 200)

また、120～160cmの方形掘形の大柱穴列 (S X 8・S X 2 7・大柱穴1・大柱穴2)を確認、旗竿状の施設と考えられ、少なくとも4本分が一行に並んでいた。北で45度西偏し、石舞台古墳の主軸とは一致しない(檀考研2007・明日香村2010)。

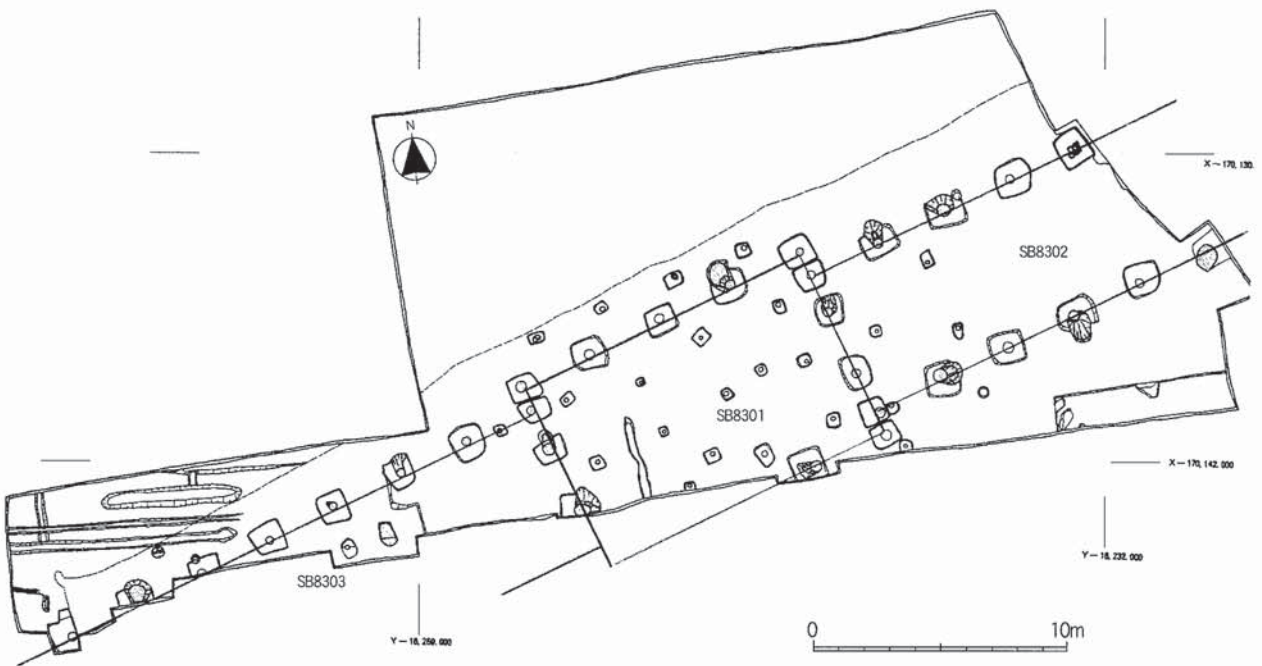
石組溝は唯称寺川の北側隣接地で確認したほぼ東西溝である。上幅3.5m、下幅80cm、深さ1.2mで両岸には6～8段の川原石を積み上げる。埋土からは、下層で7世紀前半、上層で7世紀後半の土器が出土することから存続時期の一端が伺われる。また、唯称寺川を付け替えた溝の可能性が高いが、この北側での土地利用形態は、調査例がすくないのでわからない(明日香村2009b)

#### 東橘地区の概要

東橘地区は、飛鳥川の対岸、橘寺の東側の段丘岸上にあたる。ここで掘立柱建物 (S B 8301) とこれに取り付く廊下状の施設 (S B 8302・8303) が検出された(檀考研1984)。建物は4×3間の東西棟建物で、これに取り付く廊状施設は梁間1間で桁行7間以上を確認している。これらの遺構は北で26度西偏し、主要な施設は南に展開している可能性が高い。これらの整然とした建物や柱穴規模からみて、宮殿クラスに関わる施設と考えられる。時期を特定する遺物はほとんどないが、柱穴掘形から飛鳥Iの土器(相原1997)が出土している<sup>5)</sup>ことや、島庄遺跡の方形池や7世紀中頃～後半の塀の方位と近似することから、この頃に属する遺構と考えられている。



第8図 東部地区遺構図 (1 : 1000)



第9図 東橘地区遺構図 (1 : 300)

## VI. 嶋宮をめぐる諸問題

島庄遺跡の発掘成果についてみてきたが、ここではこれらを踏まえ、調査成果から導かれる課題について、若干の検討を加えていきたい。

### 時期区分と実年代

これまでに検出されている遺構群は、遺跡の範囲に比べるとごくわずかでしかなく、しかも、まとまった調査事例が少ない。その中でも北部地区の第20次調査では、遺構の重複関係と年代を考える成果を得ている。これを契機として亀田博氏は遺構の変遷と時期について整理を試みている(亀田1988)。亀田氏は第20次調査での遺構の重複関係から、島庄遺跡の遺構群を3時期(細かくは4時期)に整理した。1期は方形池の造られた時代(7世紀第I四半期)。2期は、2小期に細分される。2a期は方形池は存続し、石組暗渠・曲溝・川・小池など、北で51度西偏する建物が建てられる時期。2b期は石組み暗渠・川・小池が壊され、北で30度西偏する柵が作られる時期(7世紀第II四半期～第III四半期)。3期は方形池は存続し、方位に合致した建物が作られる時代(7世紀第IV四半期)とする。その後の調査で、南部地区では新たに多くの掘立柱遺構が検出された。亀田氏の検討結果を再検証しながら、南部地区を含めた遺構群も位置づけることにする。なお、今回は亀田氏の時期区分と識別するために区分に若干の変更を加えている。

島庄遺跡の変遷を考える指標は、遺構の重複関係、造営方位、そして出土遺物である。これらを基にすると、I～IV期の4時期に区分が可能である。

I期はさらに2小期に区分される。I-A期は北部地区で方形池が築造される時期である。方形池はその後、平安時代まで存続することになる。この方形池は、各辺が正確に西偏するわけではなく、微妙な振れの違いがある。概ね北で25～34度の範囲で西偏する。よって、方位だけでは方形池と同じ時期に築造されたのか、後に記すIII期との識別ができない。これについては遺構の重複関係や出土遺物から検証する必要がある。南部地区ではSB32・SB33・SB34・SB35・SB36・SA48がこの時期に該当する。これらの建物群のうち、SB32・SB34・SB36・SA48・SA51の造営方位が、北で22～23度西偏するのに対して、SB33・SB35は北で27度西偏し、微妙に方位が異なる。しかし、SB32とSB33は柱筋揃えて建てられていることから、最終的には併存したと考えられる。つまり、ふたつの建物は建築時期に差があるが併存する建物と考える。ただし、SB34とSB35は建物を復元すると極めて近接した位置(重複する可能性もある)にあり、併存した可能性は低い。つまり、SB34を撤去後にSB35を建てたと考えられる。よって、SB33を新たに建て、SB34をSB35に建て替えた時期をI-B期と理解したい。また、西部地区の斜行溝SD01も北で22度西偏する方位をもつことからI期に該当する。さらに後にみる実年代から、東部地区の石舞台古墳がI-B期に属することになる。石舞台古墳の築造年代については研究者によって、若干の差はみられるものの、蘇我馬子の墓である可能性が高いと考えている。馬子の没年は推古36(626)年で、この前後に築造したことがわかる。そして、石舞台古墳にかかわる遺構であるSX71は北で23度東偏し、石舞台古墳の主軸とちかい。SX8・SX27・大柱穴1・2は振れは異なるものの、石舞台古墳に対する祭祀で、築造時期に合致すると考えられる。

I-A・I-B期の実年代は南部地区の遺構群からは、出土遺物が少なく特定できない。ただし、I期の遺構群はII期やIV期の建物群よりも重複関係から古いことは明らかである。さらに北部地区の方形池は出土土器から7世紀初頭に築造されたことがわかる。一方、西部地区のSD01の埋土からは飛鳥Iの土器が出土しており、I期廃絶の年代を伺うことができる。よって、I

期は7世紀初頭から7世紀前半頃。さらに言及すれば、I-A期は600～620年代頃、I-B期は620～630年代頃と推定できる<sup>6)</sup>。

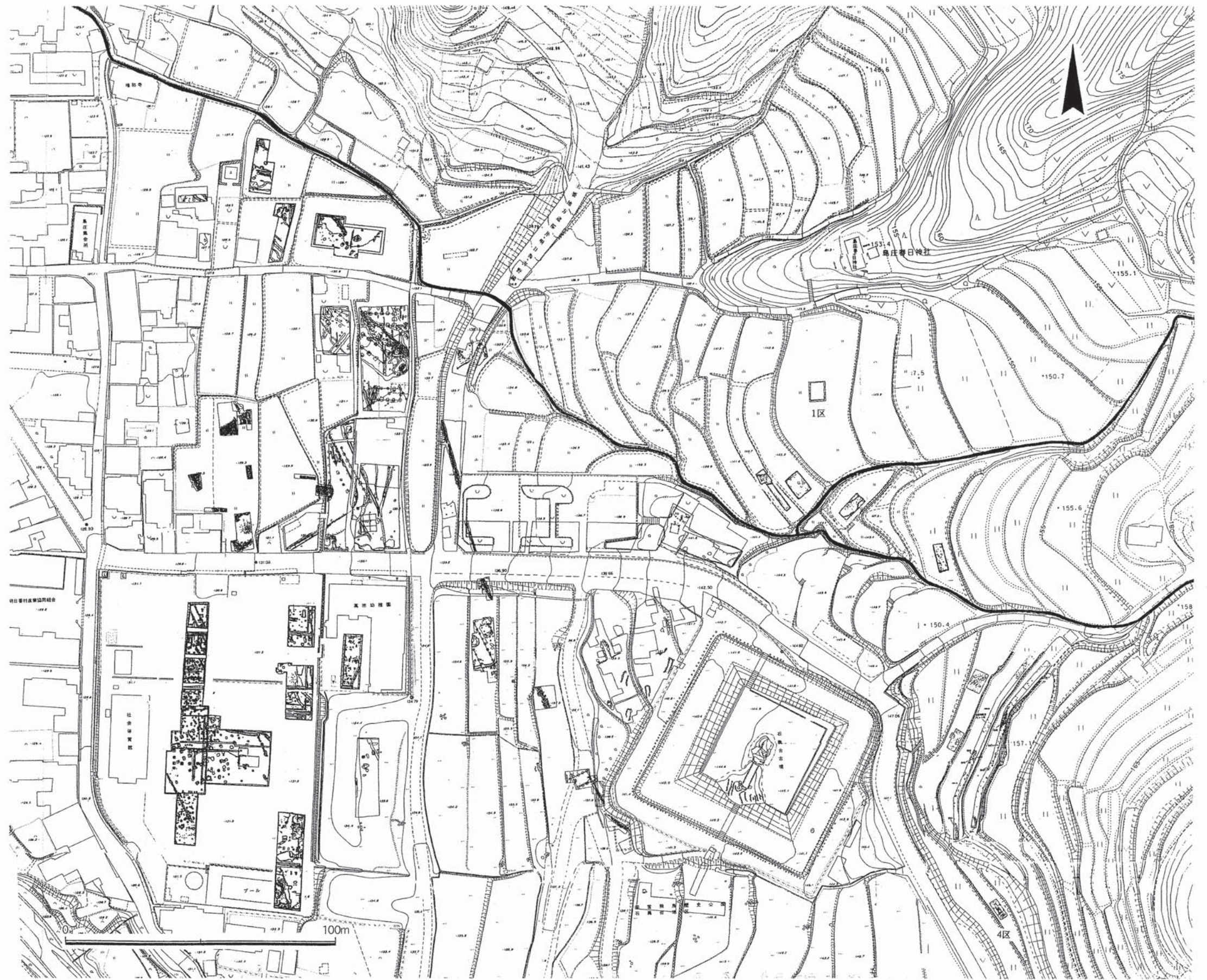
II期は方形池は存続するが、北部地区で新たに川や小池が造られる時期である。北部地区では、SB01・SG03・SD06・SD7201・SD7202・SD7203・SA25・SA29・SD24・SD27が、南部地区ではSB37・SD55・SD7201が、西部地区ではSD01がこの時期に該当する。亀田氏の2a期にあたる。北部地区のSB01は北で51度西偏し、この建物はすぐ北の石積をもつ人工河川(SD06)に面して建てられている。この川はさらにN-10区でも延長部(SD27)が確認されており、直線に流れていることがわかる。建物の東には小池(SG03)と、そこから延びる小溝(SD04)がある。これらは同一方位で隣接して配置されていることから同時計画である。一方、南部地区ではSB37・SD55が北で50度西偏するもので、I期建物よりも新しいことから、この時期と推定される。また、この東方では、石舞台古墳の北西隅から石組暗渠(SD7201)が北部地区へと伸びる。SD7201は石舞台古墳の堤を迂回するように造られており、III期の建物により壊されていること。さらに7世紀中頃の土器が溝の埋土から出土することから、I-B期より新しく、III期より古いことがわかる。このSD7201は冬野川から取水し、先の北部地区のSD06への導水と考えられているが、取水量を考えると、SD06の主たる水源は唯称寺川から取水していると考えられるべきであろう。

II期の実年代については、SD06は飛鳥I～IIを含む埋土で埋まっていることや、SD7201が石舞台古墳を迂回し、埋土から7世紀中頃の土器が出土すること、さらに西部地区のSD01が飛鳥Iで埋没することからみて、7世紀第II四半期頃、実年代では630～650年代頃と推定できる。

III期は方形池は存続するが、II期の遺構はすべて廃絶し、多く掘立柱塀が作られる時期である。北部地区のSA07・SA7902・SA7903・SA7904、南部地区のSB7301・SA7301・SA7302・SA7303、東橘地区のSB8301・SB8302・SB8303がこの時期に該当する。亀田氏の2b期にあたる。北部・南部地区では掘立柱塀がある。これらの方位には若干のバラつきはあるが、いずれも北で25～30度前後西偏する。この方位は、方形池の方位とも近似するもので、方位だけでは時期を特定できない。しかし、SA7904は7世紀後半の層位から掘り込まれており、SA7903は方形池堤の石垣を壊して建てられている。さらにSB7301はII期のSD7201を壊している。また、SA07はIV期のSB02によって壊されていることから、II期より新しく、IV期より古いことがわかる。さらに南部地区では、I期の建物より新しく、IV期の建物より古い建物群がある。SB47・SA49・SB39・SB40・SB41もこの時期に属する可能性がある。一方、飛鳥川対岸の東橘地区の廊状建物(SB8302・8303)に取り付く掘立柱建物(SB8301)は北で26度西偏する建物方位や飛鳥Iの土器が柱掘形から出土することから、この時期と考えられる。

III期の年代は、II期遺構より新しく、IV期遺構よりも古いという重複関係や、II期のSD06の埋める土器群より新しいことから、7世紀第III四半期頃、実年代では650～670年代頃と推定できる。





第10図 島庄遺跡調査配置図 (1 : 1500)

Ⅳ期にも方形池は存続するが、Ⅲ期の遺構はすべて廃絶し、新たに方位に合わせた掘立柱建物群が建てられる時期である。北部地区では、SB7901・SB02・SB08が、南部地区ではSB43・SB44・SB45・SB46・SA50が、西部地区ではSD02がこの時期に該当する。亀田氏の3期にあたる。これらの遺構はわずかに北で4度東偏するが、ほぼ方位に合わせるという特徴がある。地形に反して正方位の建物群が建てられるということは、かなり広範囲

	I-A期	I-B期	Ⅱ期	Ⅲ期	Ⅳ期
北部地区	方形池	方形池	方形池 SB01 SG03 SD06 SD7201 SD7202 SD7203 SA25 SA29 SD24 SD27	方形池 SA07 SA7902 SA7903 SA7904 (SD30)	方形池 SB7901 SB02 SB08
南部地区	SB32 SB36 SB34 SA48 SA51	SB32 SB36 SB33 SB35 SA51	SB37 SD55 SD7201	SB7301 SA7301 SA7302 SA7303  (SB47) (SA49) (SB39) (SB40) (SB41)	SB43 SB44 SB45 SB46 SA50
西部地区	SD01	SD01	SD01		SD02
東部地区		石舞台古墳 SX71 SX2 SX8・27 大型柱穴1 大型柱穴2			
東橘地区				SB8301 SB8302 SB8303	

表1 島庄遺跡の遺構変遷

に大規模な造成があったことを伺わせる。西部地区のSD02はSD01を埋め、整地を施し飛鳥IVで埋まる。

IV期は、これまでの遺構群では、重複関係から最も新しい。出土する土器などから、7世紀第IV四半期頃、実年代では670年代以降と推定できる。

#### 遺構変遷からみた嶋宮の広がり

島庄遺跡の7世紀代をI～IV期に時期区分することができたが、各時期において遺構の展開する範囲は一定ではない。未調査区が数多くあることから、現時点でその広がりを確定することはできないが、ある程度の想定は可能である。そこで時期別にみた遺跡の広がり、つまり嶋宮の広がりを考えてみたい。

I-A期においては、北部地区では方形池以外に建物等は現状では確認されていない。これに対して、南部地区では大型建物群が展開している。西部地区の北辺で溝がみられるが、これはむしろ北部地区との関係でとらえるべきかもしれない。この段階においては、北部に方形池と南部に建物群という空間構成が考えられる。

続くI-B期も同様で、北部地区には方形池、そして南部地区では建物の増改築がなされ、充実していく、さらにこの段階には、東部地区では石舞台古墳が造られ、奥津城の空間が隣地あるいは敷地の中に出現する。つまり北部の方形池、南部の建物群、東部の墓域という構成となる。

II期になると北部地区に変化が現れる。方形池の北東に川の流れや小池、さらにこれに面する建物が建てられる。この景観は庭園的な要素が強いものである。対して、南部地区では建物が激減するものの、建物空間として残る。そして北部の川へ向け、東部の石舞台古墳の横を水路が設置されているのである。

III期では北部地区の方形池を除いて川の流れや小池建物は廃絶して一変する。方形池の堤には、池を囲うような柵が確認されるのみで、建物等は確認されていない。これに対して、南部地区では建物が建て替えながらも展開する。特に、大きな変化は、飛鳥川を隔てた対岸の東橘地区で廊状施設を取り付けた建物が見つかっており、宮殿クラスの大規模な施設が造営されたことがわかる<sup>7)</sup>。

最後のIV期になると、それまで地形に合わせた方位を向いていたものが、正方位に合わせるようになる。また、その建物は北部・南部に展開しており、両者を一体とした利用が考えられる。

なお、西部地区には各時期を通じて顕著な遺構が確認されていない。これは西部地区が利用されなかったのではなく、後に検討するように、耕作地として利用されていたと想定している。ただし、どの段階からそのような利用になったのかは明らかではない。

このように島庄地域の土地利用状況はI期段階は南部地区を居住空間、北部を方形池の空間、そして東部地区は奥津城の空間としていた。II期になると、南部地区は同様に居住空間、北部地区は新たに苑池空間が増える。III期には川を隔てた東橘地区に大規模な施設が作られる。この施設がIV期まで継続的に利用されたかは明確ではないが、飛鳥川を隔てた地域にまで広がっていることがわかる。しかし、IV期になると東橘地区の施設はなくなり、嶋宮は再び、北部および南部地区となる。

#### 苑池の分類と性格

北部地区では方形池をはじめ小池などの池跡が複数確認されている。しかし、これらの池跡がすべて庭園を構成する池跡であるかは検討を要する。

飛鳥時代の苑池跡は、飛鳥地域をはじめ、吉野の宮滝遺跡、桜井市の上之宮遺跡、宮城県の郡

山遺跡などで確認されている。これらの苑池は多様な形態をしており、その性格も一様ではないと考えられる。そこで苑池遺構の形態をもとに分類をすると、大きく方形池と曲池の二系統に大別され、さらに方形池は3類、曲池は2類に細分される。

方形池A類は、護岸が垂直壁で水深は1 m未満と浅く、規模も6 m未満の小さいもの。石神遺跡A・石神遺跡B・郡山遺跡が該当する。方形池B類は、護岸は垂直壁だが、規模が8 m以上の大型で、水深も1 m以上と深いもの。島庄遺跡の方形池（島庄A）や飛鳥池遺跡がこれに該当する。方形池C類は、護岸が垂直ではなく、傾斜壁のもので水深も深いもの。雷丘東方遺跡や坂田寺跡が該当する。一方の曲池A類は、懸樋で水を上から落とす施設。古宮遺跡・島庄遺跡の小池（島庄B）・上之宮遺跡・宮滝遺跡B・出水酒船石がこれにあたる。曲池B類は、曲線を多用した護岸をもち、水深が浅く、中島をもつものもある。飛鳥京跡苑池や宮滝遺跡Aが該当する。

このように5類に区分できる苑池遺構であるが、それぞれの形態に合わせて、その性格も異なっていることが推定出来る。方形池A類は服属儀礼や饗宴に利用された池。方形池B類は貯水用の池。方形池C類は仏教思想に基づく蓮池と考えられる。また、曲池A類は、当初は禊などの祭祀色の強い施設であったものが、水を落とす構造を見せるものに変化し、最終的には曲池B類の導水施設を兼ねたものへと変化した。曲池B類は遊宴用の池である（相原2002）。

このような検討から島庄遺跡の方形池は庭園の池というよりは、貯水池としての機能の方に重点がおかれていたものと考えられる。この方形池の水をどこに供給していたのかは、今後検討が必要であるが、まだ見つかっていない曲池B類や水田等の灌漑用水が考えられる。一方、曲池A類である小池は建物の脇に造られており、見える場所には位置するものの主要施設ではなく、建物からは北側を流れる人工河川の景観を楽しんでいたのであろう。この小池から伸びる溝の先に

西 暦	方 形 池			曲 池	
	A類	B類	C類	A類	B類
600		島庄A		上之宮	(島庄)
625				古 宮	
650			雷丘東方 坂田寺	島庄B	
675	石神A 石神B	飛鳥池		宮滝B 出水酒船石	宮滝A 飛鳥京跡苑池
700	郡 山				飛鳥宮内部

表2 苑池の分類と系譜

は、宮滝遺跡や飛鳥京跡苑池の例からみると、やはり曲池B類が存在する可能性は否定できない。

### 南部地区の建物群

南部地区では7世紀の全期間を通じて、掘立柱建物群が建てられていたことが発掘調査によって判明している。現駐車場の東半については、発掘状況からみて削平された可能性が高い<sup>8)</sup>。よって、そのことも考慮しておく必要がある。この地区での建物変遷と時期区分はすでにみた通りである。この中でI-B期については、大型の建物が計画的に並んで配置されている点は注目される。しかし、SB32は梁間3間ではあるが、この地域の中心施設とみるには規模が小さい。やはり中心建物であれば、庇付き建物を想定したい。II期以降の建物はいずれも小規模なものばかりで施設の中心ではない。ただし、これだけの重複関係があり、7世紀全般を通じて建て替えが激しいことをみると、南部地区は一貫して建物の建てられていた地区であることは間違いない。この地区に中心建物があった可能性が高い。

### 石舞台古墳の周辺施設

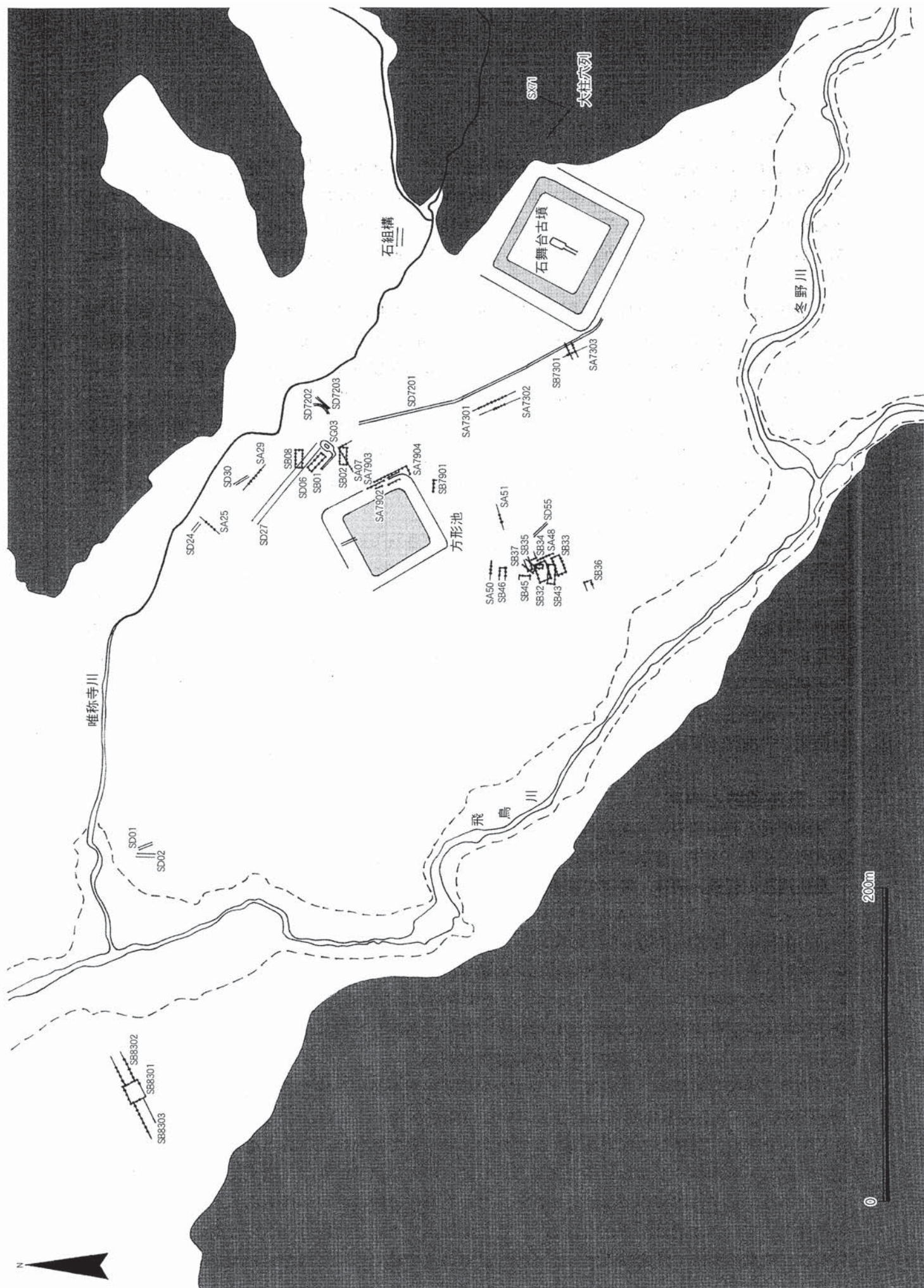
石舞台古墳は、石室の構築技法や下層で確認される小古墳が6世紀末までのもので、7世紀前半に築造されたと考えられる。さらに、古墳の規模や地名などを総合的に考えると、蘇我馬子の桃原墓の可能性は高い。すでに報告(檀考研2007)でも指摘されているが、石舞台古墳の北から東にかけての尾根を詳細に観察すると、古墳築造にあたって尾根を加工している痕跡を把握できる。特に、水田の地形は石舞台古墳の主軸方位に合わせた区画や段が数カ所にみられる。そこに検出されたSX71の小規模な柱穴列は石舞台古墳の主軸と近似する方位をもち、出土土器からも築造に並行する時期とみてよい。そこで思い出されるのが推古36(628)年の築造にあたって作られた「墓所の廬」の記事である。立地や建物規模・時代からみても、古墳築造にかかわる施設とみるのが妥当であろう。一方、旗竿状の柱を立てた大柱穴が4基確認されている。これらは直線上に並ぶが、塀にはならず、一本ずつが単独に立柱していたものと考えられ、やはり古墳に関わる祭祀に伴って立てられた大柱跡とみるべきであろう。推古28年10月条「砂礫を以て檜隈陵の上に葺く。則ち域外に土を積みて山を成す。仍りて氏毎に科せて、大柱を土の山の上に建てしむ。時に倭漢坂上直が樹てたる柱、勝れて太だ高し。故、時の人號けて、大柱直と曰ふ。」という記事があり、古墳祭祀において、その周辺で大柱を立てるという行為があったことを伺わせる。

いずれにしても、石舞台古墳の築造や祭祀に関わる施設が周辺に展開していた可能性は高い。

### 各地区の性格

発掘調査では、各地区において多くの遺構が検出されている。これらをみてみると、地区ごとの特色がよく現れている。ここで若干の検討を加えることによって、各地区の性格を特定していきたい。

北部地区ではI期から一貫して方形池が存続する。この方形池は堤まで含めると一辺62mにもおよび、この地区でもかなりの面積を占める。この池が純粋な庭園を構成する苑池でないことは、先に検討した通りである。少なくともII期になると、方形池の北東には、人工の流れや小池、それに面する建物が建てられるなど、庭園的要素が強い施設が建つ。これはIII・IV期では埋められてなくなることになるが、苑池を構成する池の存在する可能性が方形池の西側にまだ残されている。方形池北西の49A・B調査区は、旧岡本亭の泉水があった場所である<sup>9)</sup>。ここでは青色粘土層が堆積しており、池底泥土の堆積と考えられている。つまり、ここに古代の池があった可能性があるとしてされている(檀考研1974)。これらのことを考えると、北部地区は庭園及び池を中心



第11図 島庄遺跡遺構配置図 (1 : 3000)

とした空間であったと考えられる。

これに対して南部地区はⅠ～Ⅳ期の全期間を通して、建物群が重複して建てられていたことが確認されている。このことは、嶋家・嶋宮の居住等にかかわる空間の中心が南部地区にあったことを意味していよう。特にⅠ期については、大型建物を確認するなど、正殿などの中核施設ではないが、近くにあった可能性が高い。これらのことから南部地区は居住等にかかわる空間であったと考えられる。

西部地区は北辺の溝を除いて顕著な遺構を確認していない。このことをもって、この地区が嶋宮に含まれていなかったといえるであろうか。この地区は飛鳥川までの間に非常に平坦な地形が広がっている。発掘調査実施前には、ここに多くの施設が建ち並んでいることを想定していたのだが、実際は建物遺構等は確認出来なかった。これだけの平坦地を飛鳥時代以降に改変したとは考えられない<sup>10)</sup>。嶋宮の機能のひとつには、史料から伺われるように、経済基盤に関わる施設がある。この中には、奴婢の居住施設や水田に関わる施設（管理棟や倉庫など）があるが、広大な耕作地というものも重要な要素であった。これらのことから西部地区は経済基盤にかかわる空間であった可能性があると考えられる。

東部地区は石舞台古墳とその関連する施設しか確認されていない。この地区が嶋宮内の一郭に位置するのか、隣接地に位置するのかは微妙であるが、居宅や宮に関わる遺構が確認されていないことから、嶋宮そのものとは考えがたい。ただし、東部地区北半、つまり石舞台古墳北方の唯称寺川以北の地域に、比較的平坦な地形がみられるが、2008－8次調査区の1区以外には調査が及んでいない（明日香村2010）。今後の調査で遺構の広がりを確認する必要がある地域である。

東橘地区ではⅢ期の宮殿クラスの遺構がある。また、その一端が確認されているだけであるが、宮あるいは居宅と考えるとよい遺構である。ただし、この遺構はⅢ期だけしか存続しないので、一時期この地区まで居住にかかわる施設が広がったとみたい。

## Ⅶ. 島庄遺跡と嶋宮

文献史料と発掘調査の成果を対比してみると、対応する点、相違点が明確になり、今後の課題もみえてくる。まず、遺構の変遷と史料との対比を行うことにする。

### 島庄遺跡の変遷と嶋家・嶋宮の変遷

すでにみたように、Ⅰ－A期は600～620年代頃、Ⅰ－B期は620～630年代頃、Ⅱ期は630～650年代頃、Ⅲ期は650～670年代頃、Ⅳ期は670年代以降と推定できるようになった。これらを史料と比べると、Ⅰ－B期は蘇我馬子の嶋家のあった時代に重なる。史料で馬子の嶋家が現れるのは推古34年であるが、これは馬子が没する時の説明に記されている記事である。よって馬子が嶋家に居住を始めたのはいつかはわからない。ただし、南部地区はⅠ－A期から建物が建てられており、この頃から居住していた可能性が高い。

Ⅱ期は吉備嶋皇祖母命（吉備姫王）や中大兄皇子の宮があった時代である。さらに嶋皇祖母命（糠手姫皇女）もこの頃に嶋宮に居住していた可能性が高い。これら二人の皇祖母が同じ所に居住していたのか、隣接して邸宅を建てていたのかは明確ではない。今後、遺跡内の区画施設が確認されれば、手がかりがつかめるであろう。一方、中大兄皇子の宮は「嶋大臣の家に接して建てた」とあり、馬子の嶋家の隣接地にあたる。これも島庄遺跡内の可能性もあるが、もうひとつの可能性として、東橘遺跡が考えられる<sup>11)</sup>。ここでは出土土器と建物方位からⅢ期の施設と考えているが、飛鳥川を隔てた対岸もまったく同じ設計方位で建てられていたかの保証は無く、出土遺

物も柱掘形から飛鳥Ⅰ末の土器が確認されているだけで、上限が示されているにすぎない。この建物群がⅡ期まで遡る可能性も残されている。

Ⅲ期は嶋皇祖母命（糠手姫皇女）の宮のあった時代である。すでにみたように中大兄皇子の宮もこの時期に継続していた可能性は高い。そして、Ⅳ期は大規模な土地造成と設計計画のもと作られた宮で、草壁皇子の嶋宮にみごとに対応する。

奈良時代以降には顕著な遺構は方形池以外確認されておらず、嶋宮の衰退時期が天平宝字年間であることともかかわるのであろう。このように発掘調査による遺構変遷と文献史料にみる嶋家・嶋宮との対応関係は極めて合理的であるといえる。

#### 嶋家・嶋宮の苑池

蘇我馬子の嶋家・嶋宮には苑池があったことは『日本書紀』や『万葉集』から明らかであるが、実際に発掘調査との対比ではいかがであろうか。推古34年条には「仍ち庭の中に小なる池を開れり、仍りて小なる嶋を池の中に興く」とある。つまり嶋家には小さな嶋をもつ小さな池の庭園があったことがわかる。発掘調査ではⅠ期に一辺42mに及ぶ方形池が確認されている。しかし、この池には、これまでのところ中島は確認されておらず、しかも方形の巨大な池であることは、嶋家にあった苑池の記述とは合致しない。方形池は時期的には並行するものの、やはり貯水用の池とするべきであろう（相原2002）。ここで注目されるのは、推古朝の政策として、各地で灌漑用の池を築造していることである<sup>12)</sup>。当然、その政策立案に蘇我馬子も参画しており、飛鳥でもその一環として築造されたことも考えられる。その排水先に後の嶋宮の水田や別の苑池が推定される。いずれにしても、この方形池は蘇我馬子の嶋家苑池の池ではなく、馬子の苑池は別に想定すべきである。

年 代	古 記 録	発 掘 成 果
推古34年 (626)	飛鳥川の傍に嶋大臣の家をつくる	方形池造営・大型建物（Ⅰ-A期） 大型建物群・塀（Ⅰ-B期）
皇極2年 (643)	吉備嶋皇祖母命（吉備姫王）死去	曲溝・川・小池・建物（Ⅱ期）
4年 (645)	中大兄皇子宮を馬子家の隣接地につくる	東橋遺跡の建物（Ⅱ～Ⅲ期）
大化2年 (646)	吉備嶋皇祖母命の貸稲を廃止	
天智3年 (664)	嶋皇祖母命（糠手姫皇女）死去	建物群・塀（Ⅲ期）
10年 (671)	大海人皇子、嶋宮に立ち寄る	
天武元年 (672)	大海人皇子、嶋宮に入る	
5年 (676)	嶋宮で大射の後の宴を行う	
10年 (681)	赤亀を嶋宮の池に放す	正方位の建物群（Ⅳ期）
持統4年 (690)	京と畿内の高齢者に嶋宮の稲を与える	
天平5年 (733)	皇后宮職によって車で藁を奈良に運ぶ	
天平勝宝2年 (750)	嶋宮の奴婢83人を東大寺に施入	
8年 (756)	嶋宮の御田11町を橘寺に寄進する	

表3 嶋宮に関わる史料と発掘成果



その後、草壁皇子の嶋宮には『万葉集』に「勾池」や「上の池」とあり、複数の苑池があったことがわかる。Ⅱ期に人工の川の流れを作るが、史料上これは現れず。この川もⅣ期には続かない。Ⅳ期で確認されているのはⅠ期から続く方形池だけである。この方形池は「勾池」の解釈によっては、直角に曲がるコーナーをもつ池として、該当する可能性はある。この他に、少なくとも「荒磯」「磯」の表現から、岸が曲線でなって、放ち鳥や亀がいることから、水深も浅い池も考えられる。このような池（曲池B類）は、島庄遺跡ではまだ確認されていないが、存在したのは間違いない。その所在地の候補としては、方形池の北西隣接地にある49A・B調査区の旧岡本亭の泉水があった場所であろう。

いずれにしても、史料にみえる苑池が発掘調査によってまだ確認されていないものが多くあることが考えられる。

#### 嶋宮の経済基盤

嶋宮には、少なくとも奈良時代の天平勝宝年間に御田11町があったことがわかる。これら水田が嶋宮の経済基盤となっていたことは間違いない。その水田が嶋宮の隣接地にあったのか、遠隔地にあったのかは明らかにできない。しかし、これらの水田から収穫された米を蓄える倉庫などの収納施設が存在したのは間違いない。倉庫は未だ発掘調査では確認されていないが、その水田の位置については興味深い地域がある。西部地区である。ここでは遺構は確認されていないが、飛鳥川までの範囲が平坦地となっており、現在も水田が広がっている。この地域で遺構が確認されていない要因のひとつには、建物等が建てられなかった土地利用形態が考えられる。そのひとつとしては、水田等の耕作地であった可能性も考えられよう。

### Ⅷ. 総括—嶋宮の実像と課題—

史料から伺うことのできる嶋家・嶋宮の姿と、発掘調査によって確認できる島庄遺跡の状況を重ね合わせると、多くの点で重なる部分があることが追認できた。特に、歴史的な変遷は興味深いものがある。本稿では嶋宮の特色である3点、居住・苑池・経済基盤にかかわる点についての検討を行ってきた。

この地域の発掘調査の結果、大きくⅠ～Ⅳ期の4時期に区分された。これを史料と対比させると、Ⅰ期は蘇我馬子の嶋家の時代、Ⅱ期は二人の嶋皇祖母命・中大兄皇子の時代、Ⅲ期は嶋皇祖母命の時代、Ⅳ期は草壁皇子の嶋宮の時代と見事に重なる。これらの中心施設については、今だ明確にはできていないが、各地区の性格については、北部地区が方形池を中心とした苑池空間、南部地区は一貫して居住に関わる空間、西部地区は耕作等の生産基盤にかかわる空間、東部地区は石舞台古墳を中心とする奥津城の空間、東橘地区は一時期だけであるが居住に関わる空間と位置づけられ、中大兄皇子の宮の有力な候補地である。

しかし、史料ではわからない点、あるいは発掘調査で解明されていない点が多く残されているのも事実である。史料の解釈は、幾通りかが想定されるが、今後の発掘調査によって、その解釈の妥当性も見いだせるであろう。本稿では今後の研究の礎として、大胆な提言をおこなった部分も少なくない。さらなる調査・研究が必要であろう。

本稿を成すにあたっては、今尾文昭・ト部行弘・小栗明彦・小澤毅・河上邦彦・北村憲彦・木下正史・西光慎治・高橋幸治・長谷川透の各氏から、調査成果や研究成果などのご教示・ご指導を得た。ここに記して感謝の意を表したい。(平成23年1月30日稿)

## 註

- 1) 『日本書紀』の読み下し文は、岩波書店刊行の『日本古典文学大系68 日本書紀 下』による。
- 2) 『万葉集』の読み下し文は、岩波書店刊行の『日本古典文学大系4 万葉集 一・三』による。
- 3) 橿原考古学研究所HPに掲載される奈良県遺跡情報地図(平成23年1月現在)による。
- 4) ここで示す方位は、国土座標からの振れを記している。その算出にあたっては、各報告図面から読み取った。
- 5) 報告では柱掘形から須恵器が出土しており、7世紀中頃～後半とされているが、この土器は飛鳥Ⅰ末の土器様式を呈していることから、7世紀中頃をくだらないと考えている。
- 6) SB34からは飛鳥Ⅳ～Ⅴの土器が出土したと報告されている(明日香村2009a)が、遺構の方位や重複関係からは、7世紀前半と考えられる。
- 7) 東橘地区の建物群をⅢ期とするが、Ⅱ期に遡る可能性も高いと考える。
- 8) 旧高市小学校(現駐車場)は、東から西へと傾斜する水田を大規模に造成して作られている。つまり高い東側を削平し低い西側を盛って、平坦面を作っていることから、東側については遺構の残存状況はよくない。建物群がさらに東に展開していたが、削平されてしまった可能性が高いと考える。このことは発掘成果からも伺うことができる。
- 9) 末永雅雄氏はすでに昭和49年2月13日付の朝日新聞で同じような指摘をされている(末永1991)。
- 10) 現在の地形にみられる造成痕跡には飛鳥時代のものがあることを指摘したことがある(相原2000)
- 11) 東橘遺跡の遺構は、部分的にしか確認されていないが、建物に廊下状施設が取り付くものである。このような構造の遺跡は、石神遺跡に類例を求めうるが、宮殿クラスの施設とみてよい。皇極紀に「宮殿を嶋大臣の家に接せて起てて」とあり、島庄遺跡隣接地という立地からも興味深い遺跡である。
- 12) 飛鳥周辺でも多数の池跡が大脇潔氏によって復元されている(大脇2005)。

## 参考・引用文献

- 相原嘉之1997 「飛鳥・藤原地域の土器」『古代の土器5-1 7世紀の土器(近畿東部・東海編)』古代の土器研究会
- 相原嘉之2000 「飛鳥地域における空間利用形態についての一試論-掘立柱建物の統計的分析を通して-」『明日香村文化財調査研究紀要 創刊号』
- 相原嘉之2002 「飛鳥の古代庭園-苑池空間の構造と性格-」『古代庭園の思想-神仙世界への憧憬-』角川書店
- 相原嘉之2003 「飛鳥浄御原宮の宮城-飛鳥地域における官衙配置とその構造-」『明日香村文化財調査研究紀要 第3号』
- 相原嘉之2007 「発掘された蘇我氏の飛鳥-近年の調査からみた蘇我氏の実像-」『東アジアの古代文化 133号』大和書房
- 秋山日出雄1976a 「古代の『宮の伝領』について-飛鳥の嶋宮を通じて-」『柴田実先生古希記念 日本文化史論叢』柴田実先生古希記念会
- 秋山日出雄1976b 「飛鳥島庄の苑池遺構」『仏教芸術 109』毎日新聞社
- 秋山日出雄1984 「嶋宮と飛鳥の禁野・禁苑」『明日香風 第11号』飛鳥保存財団
- 明日香村1999 「1997-2次 島庄遺跡の調査」『明日香村遺跡調査概報 平成9年度』明日香村教育委員会
- 明日香村2009a 『島庄遺跡発掘調査報告書-嶋宮伝承地における発掘調査-』明日香村教育委員会
- 明日香村2009b 「2007-10次 島庄遺跡範囲確認調査」『明日香村遺跡調査概報 平成19年度』明日香村教育委員会
- 明日香村2010 「2008-8次 島庄遺跡範囲確認調査」『明日香村遺跡調査概報 平成20年度』明日香村教育委員会
- 大脇 潔2005 「大野岡北麓の池と飛鳥川の堰」『飛鳥文化財論攷-納谷守幸氏追悼論文集-』納谷守幸氏追悼論文集刊行会
- 小澤 毅1995 「小壠田宮・飛鳥宮・嶋宮-七世紀の飛鳥地域における宮都空間の形成-」『文化財論叢Ⅱ』同朋舎出版
- 亀田 博1988 「飛鳥地域の苑池」『橿原考古学研究所論集 第九』吉川弘文館
- 樞 考 研1974 『嶋宮傳承地-昭和46~48年度発掘調査概報-』奈良県教育委員会
- 樞 考 研1976 『石舞台古墳及び周辺の発掘調査概要』

- 樞考研1980 「飛鳥京跡―第71次～73次および嶋宮推定地第16次調査―」『奈良県遺跡調査概報 1989年度』  
奈良県立樞原考古学研究所
- 樞考研1984 「飛鳥京跡―第97次・100次・他発掘調査概報―」『奈良県遺跡調査概報 1983年度』  
奈良県立樞原考古学研究所
- 樞考研1990 「飛鳥京跡―島庄遺跡第20～22次および飛鳥京跡第114次次発掘調査概報―」  
『奈良県遺跡調査概報 1988年度』奈良県立樞原考古学研究所
- 樞考研2007 「島庄遺跡第31次調査」『奈良県遺跡調査概報 2006年度』奈良県立樞原考古学研究所
- 金子裕之2002 「宮廷と苑池」『古代庭園の思想―神仙世界への憧憬―』角川書店
- 河上邦彦1985 「飛鳥京（2）―嶋宮伝承地の調査と理解―」『飛鳥の発掘』大阪書籍
- 河上邦彦2003 「嶋宮伝承地の調査」『飛鳥を掘る』講談社
- 岸 俊男1979 「嶋雑考」『樞原考古学研究所論集 第五』吉川弘文館
- 京都大学1937 『大和島庄石舞臺の巨石古墳』京都帝國大學
- 西光慎治2007 「王陵の地域史研究―飛鳥地域の終末期古墳測量調査報告Ⅱ―」『明日香村文化財調査研究紀要 第6号』
- 末永雅雄1980 「嶋宮伝承地」『飛鳥京跡Ⅱ』
- 末永雅雄1991 「勾池と敷石」『末永雅雄著作集 第三卷 飛鳥京調査と古墳』雄山閣
- 藺田香融1953 「万葉貴族の生活圏」『万葉集 4』
- 滝川政次郎1970 「戦後の令制奴婢研究」『古代学 第17巻第1号』古代学協会
- 遠山美都男2006 『蘇我氏四代』ミネルヴァ書房
- 直木孝次郎1990 「嶋の家と嶋の宮」『発掘された古代庭園』学生社
- 仁藤敦史1985 「嶋宮の伝領過程」『古代史研究 第5号』古代史研究会
- 渡瀬昌忠1975 「島の宮（続考）」『國學院雑誌76-11』
- 渡瀬昌忠1976 『柿本人麻呂研究―島の宮の文学―』桜楓社

#### 挿図出典

- |                  |                                |
|------------------|--------------------------------|
| 第1図：筆者作成         | 第6図：明日香村2009aを一部改変             |
| 第2図：樞考研1990を転載   | 第7図：明日香村1999を転載                |
| 第3図：明日香村2009aを転載 | 第8図：樞考研1990を転載                 |
| 第4図：樞考研1990を転載   | 第9図：樞考研1984を転載                 |
| 第5図：樞考研1974を転載   | 第10図：樞考研1990を基に西光・高橋・長谷川・相原が作成 |
|                  | 第11図：筆者作成                      |